

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公開特許公報(A)

(11) 特許出願公開番号

特開2019-98002
(P2019-98002A)

(43) 公開日 令和1年6月24日(2019.6.24)

(51) Int.Cl. F 1 テーマコード (参考)
A 6 1 F 13/56 (2006.01) A 6 1 F 13/56 2 1 0 3 B 2 0 0

審査請求 未請求 請求項の数 5 O L (全 14 頁)

(21) 出願番号	特願2017-233911 (P2017-233911)	(71) 出願人	000000918 花王株式会社 東京都中央区日本橋茅場町1丁目14番1 〇号
(22) 出願日	平成29年12月6日 (2017.12.6)	(74) 代理人	100104215 弁理士 大森 純一
		(74) 代理人	100196575 弁理士 高橋 満
		(74) 代理人	100160989 弁理士 関根 正好
		(74) 代理人	100197398 弁理士 千葉 絢子
		(72) 発明者	藤中 知子 栃木県芳賀郡市貝町赤羽2606 花王株 式会社研究所内

最終頁に続く

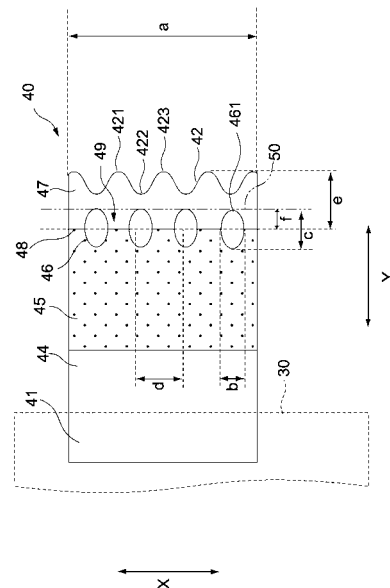
(54) 【発明の名称】 吸収性物品

(57) 【要約】

【課題】止着作業に適した止着用部材を備える吸収性物品に関する。

【解決手段】本発明の一形態に係る吸収性物品は、本体と、一对の止着用部材とを具備する。上記本体は、股間に配される股下部と、上記股下部を介して上記股下部の前後方向の両端部側にそれぞれ配される腹側部及び背側部とを有し、吸収性コアと上記吸収性コアを保持する外装体とを含んで構成される。上記一对の止着用部材は、基材と上記基材上に配された止着材を含んで構成され、上記本体の上記背側部の上記前後方向に直交する幅方向両側縁部から延出し、上記両側縁部に固定されて設けられる。上記止着用部材は、上記背側部と固定される固定端と、上記止着材を挟んで上記固定端と上記幅方向に対向する摘み部と、上記前後方向に延びる上記止着材と上記摘み部との境界にまたがって位置し、上記境界に沿って非連続で配置される複数の圧痕部とを有する。

【選択図】 図3



【特許請求の範囲】

【請求項 1】

股下部と、前記股下部の前後方向の両側にそれぞれ配される腹側部及び背側部とを有する本体と、

基材と前記基材上に配された止着材を含んで構成され、前記本体の前記背側部の前記前後方向に直交する幅方向両側縁部から延出し、前記両側縁部に固定されて設けられた一对の止着用部材と

を具備し、

前記一对の止着用部材は、前記背側部と固定される固定端と、前記止着材を挟んで前記固定端と前記幅方向に対向する摘み部と、前記前後方向に延びる前記止着材と前記摘み部との境界にまたがって位置し、前記境界に沿って非連続で配置される複数の圧痕部とを有する

吸収性物品。

【請求項 2】

請求項 1 に記載の吸収性物品であって、

前記摘み部の先端部は、前記延出方向に向かう凸部と前記固定端に向かう凹部が交互に配置された形状を有し、

前記圧痕部は、前記幅方向に沿って前記凹部と対向して位置する

吸収性物品。

【請求項 3】

請求項 1 又は請求項 2 に記載の吸収性物品であって、

前記圧痕部は、円又は円弧形状を有する

吸収性物品。

【請求項 4】

請求項 1 から請求項 3 いずれか 1 項に記載の吸収性物品であって、

前記圧痕部は、前記境界上における複数の前記圧痕部の前記前後方向における長さの和が前記境界の長さに対して 15% 以上 50% 以下の割合となるように配置される

吸収性物品。

【請求項 5】

請求項 1 から請求項 4 のいずれか 1 項に記載の吸収性物品であって、

前記圧痕部は、前記摘み部に位置する前記圧痕部の前記幅方向における長さは、前記摘み部の前記幅方向における長さに対して 40% 以下の割合となるように配置される

吸収性物品。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、使い捨ておむつ等の吸収性物品に関し、特に面ファスナを備えた展開型吸収性物品に関する。

【背景技術】

【0002】

吸収性物品としての展開型のおむつの典型的な形態としては、吸収性コアと外装体とを備える吸収性本体と、止着用部材とを具備するものが挙げられる。吸収性本体は、着用者の腹側に配される腹側部及び背側に配される背側部並びにそれらの間に位置する股下部を有する。止着用部材は、吸収性本体の背側部における両側縁部に設けられる。止着用部材は面ファスナを備え、面ファスナを腹側部の外表面に止着しておむつは着用される（例えば特許文献 1 参照）。

止着用部材の側端部は、面ファスナが設けられていない基材シートのみからなる摘み部となっている。作業者は、着用者におむつを着用させる際、摘み部を指でつまんで止着作業を行う。

【先行技術文献】

10

20

30

40

50

【特許文献】

【0003】

【特許文献1】特開2017-51281号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【0004】

おむつを着用させる際、着用者が動いたりすることによって、摘み部が折れ込んで摘み部が面ファスナに貼り付いてしてしまうことがある。このような場合、貼り付いた部分を剥がす作業が生じ、止着作業を円滑に行えないことがある。

【0005】

本発明の課題は、止着作業に適した止着用部材を備える吸収性物品に関する。

【課題を解決するための手段】

【0006】

本発明の一形態に係る吸収性物品は、本体と、一对の止着用部材とを具備する。

上記本体は、股下部と、上記股下部の前後方向の両側にそれぞれ配される腹側部及び背側部とを有する。

上記一对の止着用部材は、基材と上記基材上に配された止着材を含んで構成され、上記本体の上記背側部の上記前後方向に直交する幅方向両側縁部から延出し、上記両側縁部に固定されて設けられる。

上記止着用部材は、上記背側部と固定される固定端と、上記止着材を挟んで上記固定端と上記幅方向に対向する摘み部と、上記前後方向に延びる上記止着材と上記摘み部との境界にまたがって位置し、上記境界に沿って非連続で配置される複数の圧痕部とを有する。

【発明の効果】

【0007】

以上のように、本発明によれば、止着用部材の止着作業を円滑に行うことができる。

【図面の簡単な説明】

【0008】

【図1】本発明の吸収性物品の一実施形態に係る使い捨ておむつを、おむつ本体を伸長させて平面状に広げた展開状態を示す内側の概略平面図である。

【図2】図1のII-II線で切断した模式的な断面図である。

【図3】上記使い捨ておむつの一部を構成するファスニングテープの拡大平面図である。

【図4】上記ファスニングテープ及び参考例としてのファスニングテープそれぞれの折れ位置を説明する図である。

【図5】上記ファスニングテープ及び他の参考例としてのファスニングテープそれぞれの摘み部の摘みやすい領域を説明するための図である。

【図6】ファスニングテープの拡大平面図であり、変形例としての摘み部の延出方向先端部の形状を説明する図である。

【図7】ファスニングテープの拡大平面図であり、変形例としての圧痕部の形状を説明する図である。

【発明を実施するための形態】

【0009】

以下、図面を参照しながら、本発明の実施形態を説明する。

【0010】

[使い捨ておむつの全体構成]

図1は、本発明の一実施形態に係る使い捨ておむつ1の展開状態を示す平面図である。図1に示す使い捨ておむつ1は、吸収性物品本体(本体)としてのおむつ本体10をXY平面に沿って伸展させた状態である。図1では、X軸方向が前後方向、Y軸方向が幅方向に対応する。使い捨ておむつ1は、着用者である乳幼児の排泄物を漏らさずに捕捉するための吸収性物品である。

図2は、図1のII-II線で切断した模式的な断面図である。

10

20

30

40

50

【0011】

各図に示すように、使い捨ておむつ（以下、単におむつと称す。）1は、おむつ本体10と、一对の止着用部材としてのファスニングテープ40を備える。おむつ1は、いわゆる展開型のパネルタイプの使い捨ておむつである。

【0012】

以下、各構成における「内側」とは、おむつ着用時に着用者の肌に向けられる側をいい、「外側」とは、着用者の肌とは反対側に向けられる側をいう。また、「着用時」とは、通常の適正な着用位置、すなわち吸収性物品の正しい着用位置が維持された状態を意味する。

【0013】

おむつ本体10は、股下部10Mと、腹側部10Fと、背側部10Rとを有する。

股下部10Mは、着用時に着用者の股間に配され、腹側部10Fは着用者の腹側に配され、背側部10Rは着用者の背側に配される。腹側部10Fと背側部10Rとは、股下部10Mを介して股下部10Mの前後方向（X軸方向）の両側にそれぞれ配される。ここでは、着用時に着用者の腹側に位置するおむつ本体10の端部側が前側に相当し、着用者の背側に位置するおむつ本体10の端部側が後側に相当する。

腹側部10F、股下部10M及び背側部10Rは、おむつ1を前後方向（X軸方向）に略3等分するように区分したときの各領域に相当する。

【0014】

おむつ本体10は、吸収性本体20と、サイドパネル30とを有する。

吸収性本体20は、吸収体15と、表面シート16と、裏面シート17と、サイドシート19とを備えている。表面シート16は液透過性シートであり、吸収体15の内側に配置される。裏面シート17は液不透過性或いは撥水性のシートであり、吸収体15の外側に配置される。裏面シート17は、着用時の状態でおむつ1の外装体を構成する。

サイドシート19は、吸収性本体20の表面シート16側における前後方向に沿う左右両側にそれぞれ配置されている。

【0015】

吸収体15は、表面シート16と裏面シート17との間に配置され、表面シート16及び裏面シート17により保持される。吸収体15は排泄物を捕捉するとともに、排泄物に含まれる液体を吸収可能に構成されている。吸収体15は、前後方向に長い帯状に形成され、腹側部10Fから股下部10Mを通過して背側部10Rにわたる広い範囲に配置されている。

【0016】

吸収体15は、液保持性の吸収性コア151と、吸収性コア151を覆うコアラップシート152とを含んで構成される。吸収性コア151は、前後方向に長い形状を有し、腹側部10Fから股下部10Mを通過して背側部10Rまで前後方向のほぼ全域にわたっている。吸収性コア151は、吸収性材料を含むコア形成材料が積繊されてなり、この種の形成材料として通常用いられるものを特に制限なく用いることができる。コアラップシート152は、吸収性コア151全体を被覆する。

【0017】

表面シート16及び裏面シート17は、それぞれ吸収体15よりも大きな寸法を有し、吸収体15の周縁から幅方向の外方に延出し、それらの延出部どうしは、接着剤62により互いに接合されている。接着剤以外に、ヒートシール、超音波シール等の公知の接合手段が用いられてもよい。

【0018】

表面シート16及び裏面シート17としては、それぞれ、この種の吸収性物品に従来用いられている各種のものを特に制限なく用いることができる。例えば、表面シート16としては各種の不織布や開孔フィルム等を用いることができる。裏面シート17としては樹脂フィルムや、樹脂フィルムと不織布等とのラミネート等を用いることができる。裏面シート17には、例えば液不透過性のフィルムシート単独の形態と、該フィルムシートの外

10

20

30

40

50

側に外装シートを積層配置した形態とがある。外装シートは例えば不織布である。

【 0 0 1 9 】

サイドシート 1 9 は、前後方向に沿う内側縁部と、該内側縁部よりも幅方向の外方に位置して前後方向に沿う外側縁部とを有する。サイドシート 1 9 の内側縁部は吸収体 1 5 と重なり、表面シート 1 6 と接着剤 6 1 を介して接合される。サイドシート 1 9 の外側縁部は、吸収体 1 5 の前後方向に沿う側縁から幅方向の外方に延出して、背側部 1 0 R を含むおむつ本体 1 0 の幅方向における側縁部 1 8 を形成する。吸収体 1 5 の幅方向の外方において、サイドシート 1 9 及び裏面シート 1 7 は、接着剤 6 3 を介してサイドパネル 3 0 と接合される。

【 0 0 2 0 】

図 1 に示すように、一对のサイドシート 1 9 のそれぞれには、糸状の弾性部材 1 2 が、股下部 1 0 M を通って前後方向に延びるように伸長状態で配置されている。股下部 1 0 M におけるサイドシート 1 9 は、おむつ 1 の着用時に着用者の脚周りに配されるいわゆるレッグ部として機能する部位であり、かかる構成により該レッグ部には、おむつ 1 の着用時において弾性部材 1 2 の収縮により一对のレッグギャザーが形成される。

【 0 0 2 1 】

サイドパネル 3 0 は、吸収性本体 2 0 の幅方向における両側縁部 1 8 から幅方向の外方に延出するように設けられる。サイドパネル 3 0 の一端は固定端 3 1 として接着剤 6 3 を介して吸収性本体 2 0 (表面シート 1 6 及び裏面シート 1 7) に接合される。

【 0 0 2 2 】

サイドパネル 3 0 は、吸収性本体 2 0 の幅方向に伸縮性を有する弾性シートで構成される。本実施形態においてサイドパネル 3 0 は、2 枚の平面矩形状のパネル材 3 4 と、両パネル材 3 4 の間に配された複数の線状の弾性部材 3 5 とを含んで構成される。

【 0 0 2 3 】

複数の弾性部材 3 5 は、サイドパネル 3 0 の幅方向の中央部にて前後方向に所定間隔を置いて配置されている。各弾性部材 3 5 は、伸長状態で 2 枚のパネル材 3 4 間に接合される。サイドパネル 3 0 における弾性部材 3 5 の配置部位は、弾性部材 3 5 の伸長方向である幅方向に伸縮可能な伸縮部であり、この伸縮部によりサイドパネル 3 0 は、幅方向に伸縮性を有している。

【 0 0 2 4 】

サイドパネル 3 0 のパネル材 3 4 としては、例えば、エアスルー不織布、ヒートロール不織布、スパンレース不織布、スパンボンド不織布、メルト部ローン不織布等の各種製法による不織布、織布、編布、紙、樹脂フィルム等、及びこれら 2 以上を積層一体化させてなるシート材等を用いることができる。

【 0 0 2 5 】

サイドパネル 3 0 と、吸収性本体 2 0 と、ファスニングテープ 4 0 は、それぞれ別部材で構成される。

【 0 0 2 6 】

[ファスニングテープの詳細な構成]

次に、ファスニングテープ 4 0 の詳細な構成について、図 2 及び図 3 を用いて詳細に説明する。図 3 は、ファスニングテープ 4 0 の拡大平面図である。

【 0 0 2 7 】

ファスニングテープ 4 0 は、サイドパネル 3 0 の先端部 3 2 から幅方向の外方に延出するように、サイドパネル 3 0 の先端部 3 2 に固定されている。ファスニングテープ 4 0 は、長手方向が幅方向に沿った略長方形形状を有する。ファスニングテープ 4 0 は、固定端 4 1 と、自由端 4 2 とを有する。ファスニングテープ 4 0 の固定端 4 1 は、おむつ本体 1 0 に固定される。詳細には、固定端 4 1 は、おむつ本体 1 0 の一部を構成するサイドパネル 3 0 の先端部 3 2 の外側面に接着剤 6 4 によって固定される。接着剤以外の公知の接合手段が用いられてもよい。

【 0 0 2 8 】

10

20

30

40

50

ファスニングテープ 40 は、テープ基材 44 と、止着材である面ファスナ 45 とを含んで構成されている。更に、ファスニングテープ 40 は、複数の圧痕部 46 を有している。テープ基材 44 は、図 3 に示すように平面視において幅方向（Y 軸方向）に長い略長方形形状を有し、ファスニングテープ 40 の外形はテープ基材 44 の外形と一致する。

【0029】

テープ基材 44 の内側の面には、面ファスナ 45 が接合されている。面ファスナ 45 は、平面矩形形状を有し、テープ基材 44 の前後方向に亘って、テープ基材 44 の幅方向中央部に配置される。つまり、面ファスナ 45 は、テープ基材 44 の固定端 41 及び自由端 42 それぞれから間隙をおいて配置される。ファスニングテープ 40 の自由端 42 には、面ファスナ 45 は位置しておらず、自由端 42 は、テープ基材 44 の一部で構成される。自由端 42 は、止着作業をする際に作業者によって指でつままれる摘み部 47 を形成する。摘み部 47 は、ファスニングテープ 40 の固定端 41 と、面ファスナ 45 を挟んで幅方向に対向する。

10

【0030】

ファスニングテープ 40 は、着用時におむつ本体 10 の腹側部 10F の外側（非肌対向面）に止着可能に構成される。ファスニングテープ 40 が腹側部 10F の外側に止着されることにより、ウエスト開口部とレッグ開口部を有するパンツ形状のおむつ 1 が形成される。

【0031】

ファスニングテープ 40 を構成するテープ基材 44 としては、例えば、柔軟性を有する不織布や不織布と樹脂フィルムの積層体等を用いることができる。本実施形態では、テープ基材 44 として柔軟性を有する非伸縮性の不織布を用いた。

20

【0032】

面ファスナ 45 は、機械的面ファスナのオス部材を構成するフック部を有する。一方、腹側部 10F の外側（非肌対向面）には、機械的面ファスナのメス部材を構成する被止着領域 11（図 1 参照）が形成されている。被止着領域 11 は、ファスニングテープ 40 の面ファスナ 45 を着脱自在に止着可能である。

【0033】

面ファスナ 45 は、テープ基材 44 に接着剤などにより接合される。ファスニングテープ 40 は、図 3 に示すように、面ファスナ 45 と摘み部 47 との前後方向に延びる境界 48 に、複数の圧痕部 46 を有する。圧痕部 46 は、エンボス凸ロールとフラットロールを用いたエンボス加工等の加圧処理、ヒートシール処理、超音波シール処理等により形成される。処理が施されて形成される圧痕部 46 は、処理が施されていない領域よりも固く、剛性が高い。

30

【0034】

圧痕部 46 は、複数、本実施形態では 4 つ設けられる。複数の圧痕部 46 のそれぞれは、境界 48 にまたがって位置する。複数の圧痕部 46 は、境界 48 に沿って等間隔で、互いに連続することなく非連続で配置される。本実施形態では、複数の圧痕部 46 は、互いに合同の楕円形状を有し、各圧痕部 46 の楕円の短軸が境界 48 上に位置する。

【0035】

摘み部 47 を形成する自由端 42 の先端は、波型形状を有する。波型形状は、延出方向に向かう凸部 421 と固定端 41 に向かう凹部 422 が交互に配置された形状を有し、凸部 421 と凹部 422 の輪郭はそれぞれ曲線状となっている。

40

【0036】

圧痕部 46 は、幅方向（Y 軸方向）に沿って凹部 422 と対向して位置する。隣り合う 2 つの圧痕部 46 の間の非圧痕領域 49 は、幅方向に沿って凸部 421 と対向して位置する。

【0037】

前後方向（X 軸方向）に隣接する凸部 421 の中心間距離は、境界 48 上における隣接する圧痕部 46 間の中心間距離と同じとなるように設定される。楕円状の圧痕部 46 は、

50

短軸を境に2つに分けられる一方の半楕円部分が面ファスナ45上に位置し、他方の半楕円部分は面ファスナ45が配置されない摘み部47に位置する。

【0038】

図3に示すように、本実施形態において、ファスニングテープ40の前後方向(X軸方向)における長さaは、例えば35mmである。

圧痕部46の前後方向における長さbは、例えば3.5mmである。本実施形態においては、圧痕部46の前後方向における長さは、楕円形状の圧痕部46の短軸の長さに相当する。

【0039】

圧痕部46の幅方向における長さcは、例えば7mmである。本実施形態においては、圧痕部46の幅方向における長さは、圧痕部46の長軸の長さに相当する。

10

境界48上に位置する隣り合う圧痕部46の中心間距離dは、例えば8.75mmである。

【0040】

摘み部47の幅方向における長さeは、好ましくは7mm以上30mm以下であり、本実施形態では10mmである。摘み部47の幅方向における長さは、摘み部47の先端のうち最も外側にある最先端部423と境界48との距離に相当する。

【0041】

摘み部47に位置する圧痕部46の幅方向における長さfは、例えば3.5mmである。本実施形態においては、摘み部47に位置する圧痕部46の幅方向における長さは、摘み部47に位置する圧痕部46の半楕円部分の長軸半径fに相当する。

20

【0042】

尚、ここで示したファスニングテープ40を構成する各構成の寸法は、単なる一例であり、勿論これらに限られない。例えば、おむつは着用する着用者の年齢等により大きさが変わるため、おむつの大きさによってファスニングテープ40を構成する基材テープ及び面ファスナ45の寸法は適宜設定される。また、これに応じて、圧痕部46の大きさ、数、位置も適宜設定される。

【0043】

本実施形態においては、圧痕部46は、境界48上における複数の圧痕部46それぞれの前後方向における長さの和が境界48の長さに対して、例えば40%の割合となるように配置される。また、圧痕部46は、摘み部47に位置する圧痕部46の幅方向における長さが、摘み部47の幅方向における長さに対して、例えば35%の割合となるように配置される。

30

【0044】

各圧痕部46の幅方向の側部のうち摘み部47の先端寄りにある側部461をつなげた仮想線50は、境界48よりも摘み部47の先端寄りに位置する。本実施形態では、各圧痕部46の幅方向の側部のうち摘み部47の先端寄りにある側部とは、楕円の長軸と楕円の周縁部とが交差する2点のうち摘み部47の先端寄りにある点に相当する。

【0045】

[本実施形態の作用効果]

40

図4は本実施形態におけるファスニングテープ及び参考例としてのファスニングテープそれぞれの折れ位置を説明する図である。

図4(A)は圧痕部46を有する本実施形態におけるファスニングテープ40の要部平面図である。

図4(B)は圧痕部46が設けられていない参考例としてのファスニングテープ140の要部平面図である。

【0046】

図4(B)に示す圧痕部46が設けられていないファスニングテープ140では、面ファスナ45が設けられる領域と、面ファスナ45が設けられていない摘み部47の領域とは剛性が異なり、これらの領域の境界48は直線状となっている。

50

このため、参考例のファスニングテープ 140 では、摘み部 47 が面ファスナ 45 側に折れ込んだ場合、摘み部 47 は、境界 48 を起点として折れやすい。

【0047】

これに対し、本実施形態においては、複数の圧痕部 46 が、面ファスナ 45 と摘み部 47 との境界 48 にまたがって配置される。ファスニングテープ 40 において、圧痕部 46 が設けられる領域はそれが設けられていない領域よりも剛性が高くなっている。

【0048】

このように複数の圧痕部 46 を、境界 48 をまたいで境界 48 に沿って設けることにより、摘み部 47 が面ファスナ 45 側に折れ込んだ場合、摘み部 47 は、境界 48 を起点として折れにくく、代わりに、境界線よりも摘み部 47 の先端寄りの仮想線 50 を起点として折れやすくなる。

10

【0049】

摘み部 47 が仮想線 50 を起点として折れた場合、境界 48 を起点として折れた場合よりも、摘み部 47 の先端は、面ファスナ 45 から遠いところに位置することとなる。これにより、摘み部 47 と面ファスナ 45 とが係合しない、或いは、係合面積を小さくすることができ、摘み部 47 の面ファスナ 45 への貼り付きを防止または軽減することができる。これにより、止着作業を円滑に行うことができ、おむつ 1 の使い勝手が向上する。

【0050】

更に、本実施形態においては、複数の圧痕部 46 は、境界 48 に沿って互いに離間して配置、すなわち非連続で配置されている。

20

圧痕部 46 は圧痕処理が施されていない領域（非圧痕領域）よりも固くなるため、複数の圧痕部 46 を非連続で配置することにより、ファスニングテープ 40 の境界 48 部分が硬くなり過ぎず、柔らかな風合いのファスニングテープ 40 とすることができ、肌触りをより良いものとすることができる。これにより、ファスニングテープ 40 が着用者の肌に触れても、着用者に違和感を生じさせにくい。

【0051】

また、圧痕部 46 が非連続で配置されることにより、連続して配置される場合と比較して、面ファスナ 45 上で圧痕部 46 によりフック材が殺される領域が減少するので、所望とする安定した止着機能を確保することができる。

【0052】

以上のように、本実施形態では、柔らかさが保持され、かつ、摘み部 47 の折れによる面ファスナ 45 への貼り付きが軽減された使い勝手の良いファスニングテープ 40 を得ることができる。

30

【0053】

また、本実施形態では、摘み部 47 の先端は凸部 421 と凹部 422 とを有している。これにより、凹凸部で指が引っかかりやすく、摘み部 47 を摘みやすくなることができ、止着作業を円滑に行うことができ、おむつ 1 の使い勝手が向上する。

【0054】

図 5 は本実施形態におけるファスニングテープ及び参考例としてのファスニングテープそれぞれの摘み部 47 の状態を説明する図である。

40

図 5 (A) は本実施形態におけるファスニングテープ 40 の要部平面図である。

図 5 (B) は参考例としてのファスニングテープ 40 の要部平面図であり、本実施形態におけるファスニングテープと圧痕部 46 の配置位置が異なっている。

各図において、点線の円で囲んだ領域がより摘みやすい領域 471 となり得る領域である。

【0055】

本実施形態では、摘み部 47 の先端が凹凸形状を有しており、この凹凸形状を構成する凹部 422 は、幅方向に沿って圧痕部 46 と対向して位置する。

ここで、摘み部 47 において、圧痕部 46 を形成するための処理が行われる領域とこの処理が行われていない非圧痕領域 49 とでは、剛性が異なる。剛性がより低く柔らかい、

50

処理が行われていない領域の方が、作業者にとってより摘みやすい領域 471 となりやすい。

【0056】

従って、図 5 (A) に示すように、凹部 422 が幅方向に沿って圧痕部 46 と対向して位置することにより、隣り合う 2 つの圧痕部 46 の間の非圧痕領域 49 は、幅方向に沿って凸部 421 と対向して位置することになり、摘み部 47 において、作業者がより摘みやすい領域 471 を広く確保することができる。

【0057】

これに対し、図 5 (B) に示す参考例では、摘み部 47 の先端の凸部 421 が、幅方向に沿って圧痕部 46 と対向して位置する。このような配置パターンでは、点線の円で囲んだ領域が、摘みやすい領域 471 となりやすい。図 5 (A) 及び (B) に示すように、凹部 422 が、幅方向に沿って圧痕部 46 と対向して位置する方が、摘みやすい領域 471 が広がる。

10

【0058】

このように、摘み部 47 の先端の凹部 422 が、幅方向に沿って圧痕部 46 と対向して位置することにより、摘みやすい領域 471 を広く確保することができる。

【0059】

また、本実施形態では、ファスニングテープ 40 のテープ基材 44 に、柔軟性のある不織布を用いており、柔らかな手触りのファスニングテープ 40 とすることができる。これにより、着用者の肌にファスニングテープ 40 が直接接触しても着用者に違和感を生じさせ

20

【0060】

更に、本実施形態では、ファスニングテープ 40 のテープ基材 44 に非伸縮性の不織布が用いられている。これにより、テープ基材 44 の伸縮力が面ファスナ 45 に作用するということが起こらないので、伸縮力が作用して面ファスナ 45 に皺がよるなどして面ファスナ 45 のテープ基材 44 への接着強度が保持できなくなることがない。従って、面ファスナ 45 とテープ基材 44 との接着強度を保持することができ、安定した品質のおむつ 1 とすることができる。

【0061】

また、本実施形態では、圧痕部 46 は、境界 48 上における複数の圧痕部 46 それぞれの前後方向における長さの和が境界 48 の長さに対して 40% の割合となるように配置される。これにより、ファスニングテープ 40 の柔らかさを保持しつつ、折れ込んだ時の起点が仮想線 50 上となりやすく、摘み部 47 の面ファスナ 45 への貼り付けを軽減することができる。

30

【0062】

圧痕部 46 は、境界 48 上における複数の圧痕部 46 の前後方向における長さの和が境界 48 の長さに対して 15% 以上 50% 以下の割合となるように配置されることが好ましい。

15% 以上とすることにより、折れ込んだ時の起点を、境界 48 ではなく、境界 48 よりも摘み部 47 の先端寄りにすることができる。これにより、摘み部 47 の面ファスナ 45 への貼り付けを軽減することができる。

40

50% 以下とすることにより、ファスニングテープ 40 が硬くなりすぎず、柔らかな風合いを保持することができる。

【0063】

本実施形態においては、摘み部 47 に位置する圧痕部 46 の幅方向における長さが、摘み部 47 の幅方向における長さに対して 35% の割合となるように、圧痕部 46 が配置される。これにより、作業者による摘み作業がより円滑に行えるように摘み部 47 における摘みやすい領域を確保することができる。

【0064】

摘み部 47 に位置する圧痕部 46 の幅方向における長さは、摘み部 47 の幅方向にお

50

る長さに対して40%以下の割合となるように、圧痕部46は配置されることが好ましい。これにより、作業者による摘み作業がより円滑に行えるように摘み部47における摘みやすい領域を確保することができる。

【0065】

<変形例>

上述の実施形態において、摘み部47の先端は波型形状を有していたが、これに限定されない。例えば、図6(A)に示すように、直線状であってもよい。

【0066】

また、上述の実施形態では摘み部47の延出方向に向かう凸部421と固定端に向かう凹部422とが交互に配置され、凹部422と凸部421の輪郭が曲線状となっていた。

10

【0067】

これに対し、凹部422と凸部421の輪郭が図6(B)に示すように矩形状であってもよい。また、凹部422と凸部421の輪郭が図6(C)に示すように三角形状で、ギザギザ状であってもよい。

また、図6(D)及び(E)のように、凹部422、凸部421の形状が曲線形状、矩形形状、または三角形形状が組み合わさった形状であってもよい。

このように、摘み部47の先端を凹凸形状とすることにより、指に引っかかりやすく摘み部47とすることができる。

【0068】

また、上述の実施形態において、圧痕部46の形状が楕円であったが、これに限定されない。例えば図7(A)、(B)に示すように矩形であってもよいし、図7(C)に示すように圧痕部46の形状が真円であってもよい。

20

【0069】

また、図7(D)、(E)、(F)に示すように圧痕部467が円弧状であってもよく、向きも限定されない。このように円弧状とすることにより、面ファスナ45において、圧痕部47によって殺されるフック部の領域を狭くすることができ、止着機能を保持することができる。

【0070】

また、図7(G)に示すように、複数の形状の異なる圧痕部46を配置してもよい。

【0071】

また、上述の実施形態において、圧痕部46は、摘み部47と面ファスナ45との境界48上にのみ設けられていたが、この構成に加え、図7(H)に示すように、固定端41と面ファスナ45との境界58上に、非連続に複数の圧痕部56を配置してもよい。

30

【0072】

いずれにおいても、複数の圧痕部46が、摘み部47と面ファスナ45との境界48をまたいで互いに離間して境界48に沿って配置される。尚、圧痕部46の形状はここに記載されたものに限定されない。

【0073】

以上、本発明の一実施形態について説明したが、本発明は上述の実施形態にのみ限定されるものではなく、本発明の要旨を逸脱しない範囲内において種々変更を加え得ることは勿論である。

40

【0074】

例えば、上述の実施形態では、おむつ本体10をそれぞれ別部材で形成された吸収性本体10とサイドパネル30とにより構成していたが、吸収性本体とサイドパネルが一体化したおむつ本体に、これとは別部材のファスニングテープが固定される形態であってもよい。吸収性本体とサイドパネルが一体化された形態では、例えば、表面シート及び裏面シートが、吸収体を覆うほかサイドパネルの領域まで延在されて構成される。

【0075】

本発明に係る吸収性物品は、乳幼児用の使い捨ておむつでなくてもよく、例えば、大人用や子供用の使い捨ておむつであってもよい。更に、本発明に係る吸収性物品は、下半身

50

に着用するタイプの吸収性物品であれば、使い捨ておむつでなくてもよい。このような吸収性物品としては、例えば、展開型のおむつタイプの生理用ナプキンや尿漏れパッドなどが挙げられる。

【符号の説明】

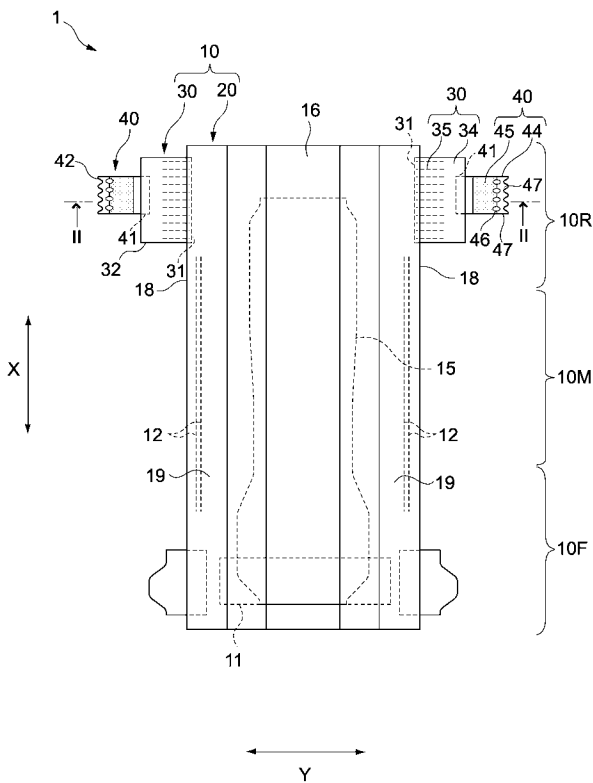
【0076】

- 1 ... おむつ (使い捨ておむつ、吸収性物品)
- 10 ... おむつ本体 (本体)
- 10M ... 股下部
- 10F ... 腹側部
- 10R ... 背側部
- 17 ... 裏面シート (外装体)
- 18 ... 吸収性本体の両側縁部
- 30 ... サイドパネル
- 40 ... ファスニングテープ (止着用部材)
- 41 ... ファスニングテープのおむつ本体に固定される固定端
- 44 ... テープ基材 (基材)
- 45 ... 面ファスナ (止着材)
- 46 ... 圧痕部
- 47 ... 摘み部
- 48 ... 境界
- 151 ... 吸収性コア
- 421 ... 凸部
- 422 ... 凹部

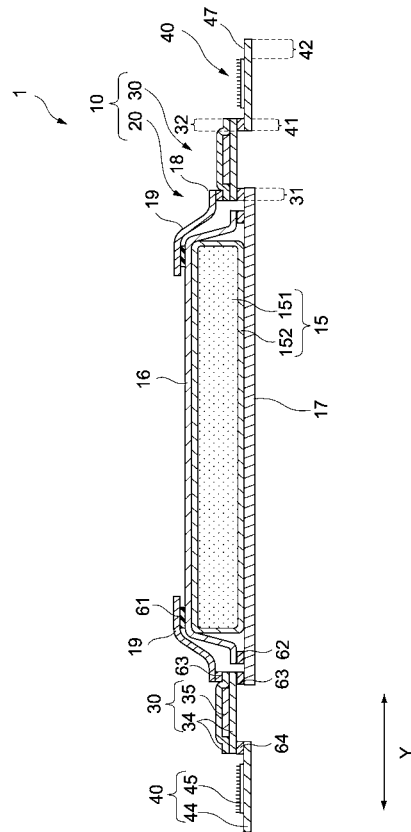
10

20

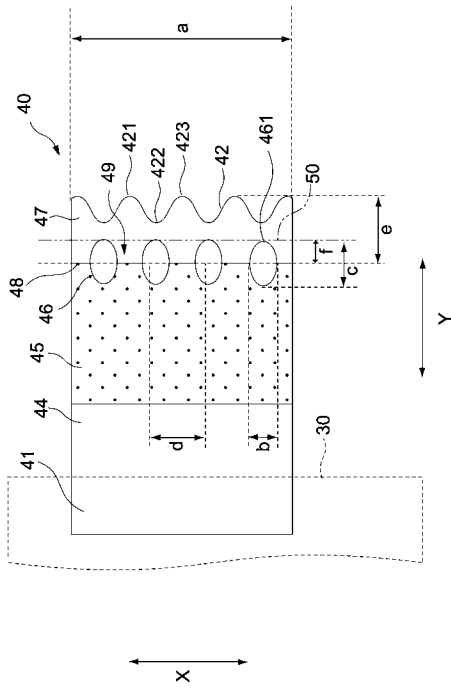
【図1】



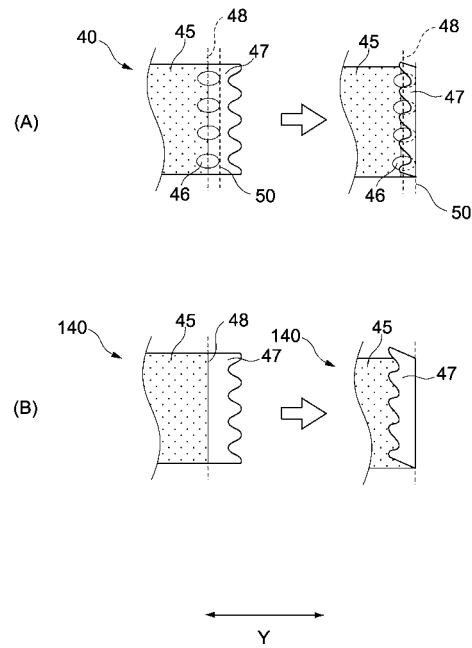
【図2】



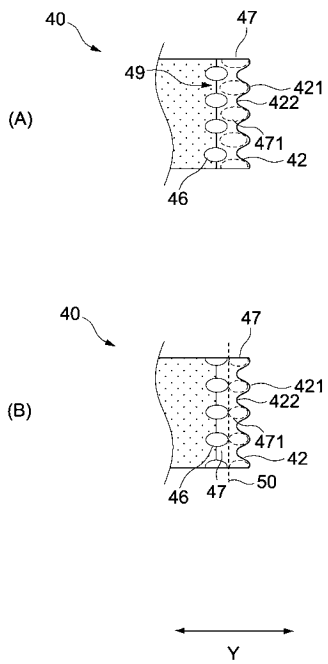
【 図 3 】



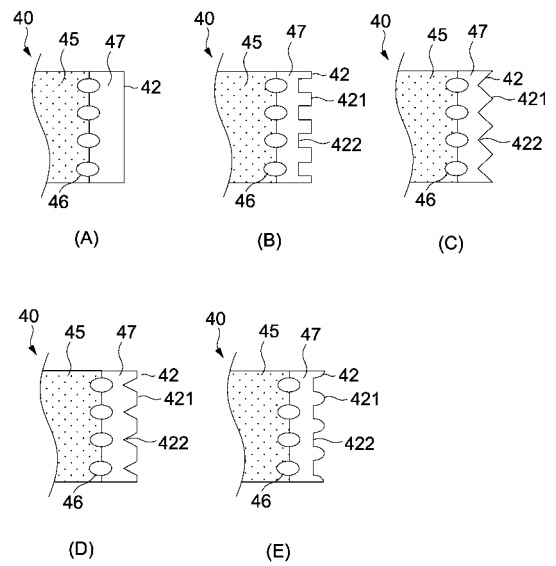
【 図 4 】



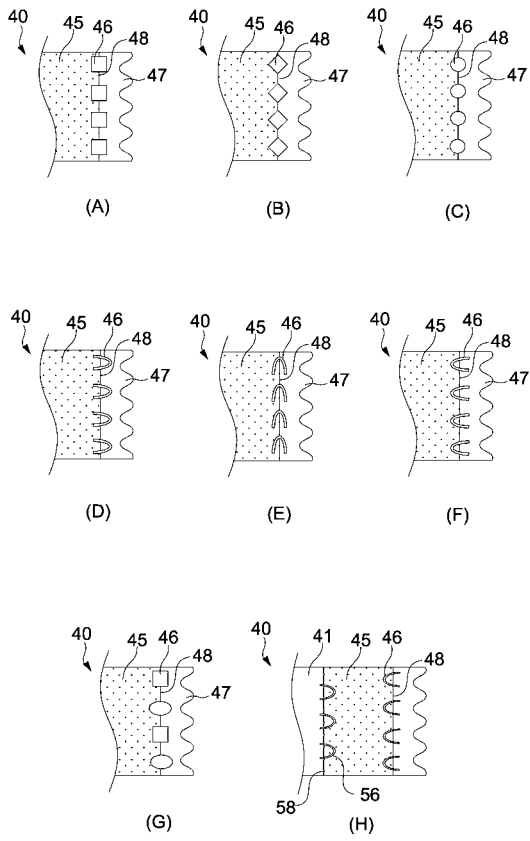
【 図 5 】



【 図 6 】



【 図 7 】



フロントページの続き

Fターム(参考) 3B200 AA01 BA13 CA07 DE01 DE12 DE16 EA09